

平成 26 年 3 月 25 日策定

平成 29 年 6 月 12 日改訂

小山町立北郷中学校

学校いじめ防止対策委員会

学校いじめ防止基本方針（小山町立北郷中学校）

1 基本方針の策定にあたって

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、どの子どもにも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての子どもに向けた対応が求められます。いじめられた子どもは心身ともに傷ついています。その大きさや深さは、本人でなければ実感できません。いじめた子どもや周りの子どもが、そのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切です。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなります。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要です。

以上の考えにより、本方針を策定します。

2 いじめの防止等の対策のための校内組織

<いじめ防止対策委員会>

校内構成員〔校内の教職員〕

校長、教頭、教務主任、各学年主任、生徒指導主任・主事、養護教諭

外部構成員〔連携を図る外部専門家〕

必置：スクールカウンセラー、学校評議員、主任児童委員、警察関係者（交番）

★いじめ防止対策委員会では、以下のような内容について検討を行う。

- （未然防止～健やかでたくましい心を育む）
 - ・人権感覚、自尊感情、規範意識を育てるための方策
 - ・いじめ防止基本方針の策定や見直し
- （早期発見・早期対応）
 - ・アンケートの作成、結果の考察
 - ・情報交換、共有
- （関係機関との連携）
 - ・情報交換
 - ・事案発生時の対応

3 いじめ防止等のための対策

(1) 人権教育の推進

①道徳教育

- ・様々な資料を通して、意見や考え方の違いを互いに認め合う雰囲気を醸成。
- ・生徒自身がいじめについて考える機会を設け、学級や学年が自分たちの問題として自ら解決していく集団づくり

②人間関係づくりプログラムの実施

学年行事や体育大会等の大きな行事の後に人間関係づくりプログラムを実施し、問題を抱えている生徒を把握し、組織的に対処。

(2) 子どもの自主的活動の場の設定

学級活動、生徒会活動などの自主的な活動を通して、互いの良さを認めあえる、仲間の思いや考えを知る機会としていく。

(3) 保護者や地域への啓発

①いじめ防止に関する資料等の提示

②PTA理事会での報告

③PTA総会・学級懇談会での周知

学校側の基本姿勢を説明→共通理解の下、子どもを育てるという意識

④地域との連携

- ・学校だよりを通じて、情報発信をする。→地域からの反応

(4) いじめに関する教職員の研修

スクールカウンセラーによる講義 1月

(5) いじめの早期発見・早期対応

①アンケート、教育相談、学校評価の実施

アンケート…2ヵ月ごとに実施

実施後集計し、集計結果を基にいじめ防止対策委員会で、対策を検討

教育相談…年2回実施

学校評価…年3回実施し、検証、改善を講じる

②けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い対応する。

③担任による「学級づくり」

学級づくりに関して、学年部や全校体制での取り組みを実施。

④養護教諭による対応

- ・保健室来室者の様子、表情を見て声掛け

- ・生徒の表情などを観察、情報収集

- ・日常生活における生徒との信頼関係構築

- ・担任から気になる生徒の様子を聞き、必要に応じて面談を実施

→ 担当(担任・生徒指導担当・教頭等)への情報提供

⑤スクールカウンセラーによる教育相談の実施

なるべく多くの生徒と話せるような機会を設ける。

⑥長期欠席生徒には、原因がいじめであるかどうかを調査し対応を図る。

(年間30日を目安とする。)

(6) いじめに対する措置

①いじめの情報を受けたり、確認されたりした場合は、直ちに委員会を開き対応を検討する。

②いじめられた児童・生徒・保護者への配慮と対応

③いじめた生徒への指導・保護者への指導と対応

※他にも、周囲の生徒への指導・対応等も考えられる。

(7) 重大事態への対処

①調査

重大事態が発生した場合には小山町教育委員会に報告し、町教委の指示に従い調査を行う。

調査組織が町教委の場合は全面協力し、学校の場合は町教委指導の下、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査します。

調査結果は、町教委が町長へ報告すると共に、町教委または学校が、調査結果をもとに重大事態の事実関係などの情報を、いじめを受けた子ども及びその保護者に提供する。

②各対応の担当

- | | |
|----------------------|---------------------|
| ・校内の統制と指揮（校長） | ・学外への緊急支援要請（校長） |
| ・報道機関への対応（教頭） | ・経過の整理（生徒指導主事） |
| ・全校児童生徒への対応（生指・学年主任） | ・現場での実践的対応（生指・担任） |
| ・関係機関との連携（校長・教頭） | ・保護者、地域との連携（校長） |
| ・授業変更等の措置（教務主任） | ・保護者への連絡、対応（教頭） |
| ・個々の児童生徒への対応（担任） | ・SCや医療機関との連携（生指・養教） |
| ・児童生徒の心のケア（養教・SC） | ・応急処置や心のケア（養護教諭） |